



宮 崎 県 公 報

平成29年 5 月 25 日 (木曜日) 第 2897 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1	
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の 一部改正…………… (水産政策課) 1	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (蛸・鱸・鮫・鯉) 2
○宮崎県伝統的工芸品の指定…………… (オールみやざき管業課) 2
○宮崎県伝統工芸士の認定…………… (“) 2
○土地改良区の定款変更の認可 (2 件) …… (農村整備課) 2
○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 2
○特定漁港漁場整備事業計画の公表について…………… (漁村振興課) 3

告 示

宮崎県告示第 336号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町潟上字三本松9579、9588- 2、9591- 1、9595- 3、9617- 1 から9617- 8 まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 337号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定 (平成14年宮崎県告示第 427号) の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成29年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
北浦加入区	[略]	1 小型機船底びき網等漁業 (総トン数10トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業をいう。以下同じ。) 2~5 [略] 6 小型漁船漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して営む漁業をいう。以下同じ。) であって 1 及び 4 に掲げる漁業以外のもの	北浦加入区	[略]	1 小型機船底びき網等漁業 (総トン数10トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業をいう。以下同じ。) のうち手操第 1 種漁業を主として営む漁業 2 小型機船底びき網等漁業であって 1 に掲げる漁業以外のもの 3~6 [略] 7 小型漁船漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して営む漁業をいう。以下同じ。) であって 1、2 及び 5 に掲げる漁業以外のもの

宮崎県告示第 338号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 5 月 25 日から平成29年 6 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	東諸県郡国 富町大字嵐 田字前田15 95番 1 地先 から同郡同 町同大字字 牟田1986番 3 地先まで	旧	10.0～ 10.6	36.57
				新	10.0～ 12.3	36.57

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成29年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在 地	定款に記載され た目的
平成 29年 5 月 12日	特定非営利 活動法人宮 崎社会復帰 研究所	濱田 澄麿	宮崎県東 諸県郡国 富町大字 三名4201 番地	この法人は、 労災職業病・振 動障害者に対 して、労災補償 の救済・予防と 社会復帰及び その普及に関 する事業を行 い、もって社 会発展に寄与 することを目 的とする。

宮崎県伝統的工芸品の指定に関する要綱（昭和58年 2 月 10 日定め）の規定に基づき、宮崎県伝統的工芸品を次のとおり指定した。

平成29年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県 伝統的 工芸品	製作者を構成員 とする組合等の 名称（個人にあ っては製造所の 名称・屋号・商 号）	組合等の所在 地（個人にあ っては事業所 の所在地又は 住所）	組合等の代 表者の氏名 （個人にあ っては、氏 名）	指 定 年月日
かるい 竹工芸 品	藤原 誠	西臼杵郡日之 影町大字七折 3438番地	藤原 誠	平成29 年 5 月 17日

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱（昭和58年 2 月 10 日定め）の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

平成29年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮 崎 県 伝統工芸士	住 所	宮 崎 県 伝統的工芸品名	認 定 年 月 日
藤原 誠	西臼杵郡日之影町大 字七折3438番地	かるい、竹工芸 品	平成29年 5 月 17 日
谷口 光男	宮崎市和知川原 3 丁 目 136	宮崎漆器	平成29年 5 月 17 日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宇都土地改良区（高原町）から平成29年 4 月 12 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、南俣土地改良区（高原町）から平成29年 4 月 12 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、岩満地区県営土地改良事業（都城市、ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年 5 月 25 日から平成29年 6 月 22 日まで
- 縦覧場所
都城市役所 農村整備課内
- その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第17条第 1 項の規定により、北浦地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めた。なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、宮崎県農政水産部漁村振興課において公衆の縦覧に供する。

平成29年 5 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

--	--